

IV.排ガス測定用測定口及び踊り場取り付けについて

- ・排ガス測定を行う上で、煙道あるいは煙突に下図のような測定口が必要となります。
- ・測定口の設置場所によってはハシゴ及び踊り場が必要となります。

●測定口

- ・測定口径100mm φ 以上で、100mm程度の首を付け、ふたはステンレス製のボルトによるねじ止めが望まれます。
- ・排ガスの流れに乱れが無い位置(煙道等の曲部から煙道径の3倍以上離れた位置)が望ましい。

●踊り場(安衛則第五百十九条)

- ・踊り場の広さは2m²以上で、手すりを付けてください。
- ・2m以上のハシゴには安全ガードを取り付けてください。

ストレート・塩化ビニル等の材質を使用した屋根は、作業者が踏み抜く恐れがあり大変危険です。

そのため測定することはできません。

(安衛則第五百二十四条)

